

22. 組織再編税制における適格要件(従業者引継要件・事業継続要件)の緩和

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

適格要件の緩和により、グループ内の事業ポートフォリオを見直し、従業者や事業といった経営資源を成長性・収益性
の見込める事業へ移転させることを可能とする。

(2) 内容

従業者引継要件及び事業継続要件を適格要件とする組織再編成を行った場合において、その後に完全支配関係があ
る法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれているときは、当該当初の組織再編成における従業者引継要件
及び事業継続要件を満たすこととする。

(3) 適用時期

平成30年4月1日以後に行われる組織再編について適用。

(4) 影響

適格要件のうち、従業者引継要件及び事業継続要件について緩和されたことにより、再編後の完全支配関係がある法
人間での従業者又は事業移転を想定した適格組織再編成の増加が想定される。

(5) 実務のポイント

組織再編成の当事会社だけではなく、当該組織再編を行った法人と完全支配関係がある法人も含めた戦略的な事業
再編を行うことが可能となる。

2. 改正の趣旨・背景

組織再編税制において、完全支配関係がある法人間での再編以外は、原則として再編後の「従業者引継見込み」及び「事業継続見込み」の要件を満たさないと税制適格とならない。改正前については、組織再編成の後にグループ内で更なる従業者又は事業の移転が見込まれている場合にも、当該要件を満たすことができず、税制非適格となり課税関係が生じることとなる。

グループ各社における事業規模、効率化を考慮した、適正な従業員及び事業のグループ内配置の観点から、当初の再編後の従業者又は事業移転があった場合の適格要件を緩和することにより、従業者や事業といった経営資源を成長性・収益性の見込める事業へ移転させることも可能とし、事業再編の円滑化を図る。

【参考】 適格組織再編成の各要件

適格組織再編成(※)の各要件		100% グループ間	50%超100% 未滿	共同事業
①金銭等不交付 合併法人等の株式のみを交付		○	○	○
②支配関係	完全支配関係(再編後も関係継続見込み)	○	-	-
	支配関係(再編後も関係継続見込み)	-	○	-
③株式継続保有 被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれること(50%超を保有する企業グループ内の株主がいる場合に限る)		-	-	○
④事業関連性 被合併法人等の被合併事業(主要な事業のうち、いずれかの事業に限る)と合併法人等の合併事業が相互に関連するものであること		-	-	○
⑤従業者引継 被合併法人等の従業者のおおむね80%以上が合併法人等の業務に従事する見込みであること		-	○	○
⑥事業継続 被合併法人等の被合併事業等が、合併法人等において合併等後に引き続き営まれることが見込まれていること		-	○	○
⑦経営参画(a)又は事業規模(b) (a)合併等前の被合併法人等の特定役員のいずれかと、合併法人等の特定役員のいずれかが、合併等後に合併法人等の特定役員になることが見込まれていること (b)被合併法人等の被合併事業等と合併法人等の合併事業等のそれぞれの売上金額、従業者の数、資本金額若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと		-	-	○

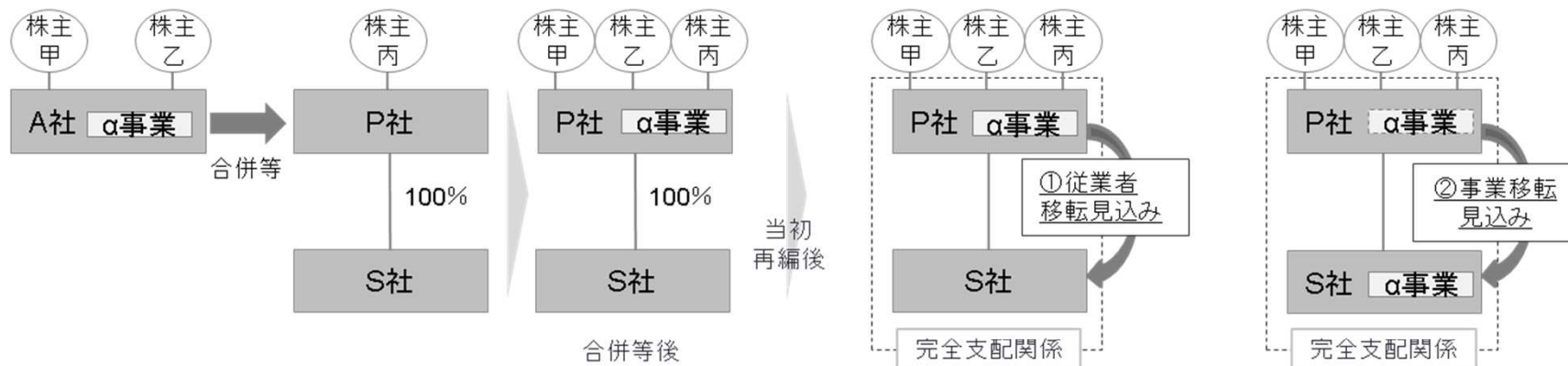
今年度
改正

※ スピンオフによる組織再編成は除く

3. 改正の内容

従業員引継要件及び事業継続要件を満たす適格組織再編を行った場合において、その後に完全支配関係がある法人間で従業員又は事業を移転することが見込まれているときは、当該当初の組織再編における従業員引継要件及び事業継続要件を満たすこととする。

【改正案のイメージ: 共同事業を行うための合併等】



内容	改正前	改正後
従業員引継要件	被合併法人等の合併直前の従業員のうち、おおむね80%以上が、合併等後に合併法人等の業務に従事することが見込まれない ∴非適格組織再編	組織再編後に完全支配関係のある法人へ従業員の移転が見込まれているため、要件を満たす(上記①) ∴ 他の要件を満たしている場合には適格組織再編
事業継続要件	被合併法人等の事業が、合併後等に、合併法人等において引き続き行われることが見込まれない ∴非適格組織再編	組織再編後に完全支配関係のある法人へ事業の移転が見込まれているため、要件を満たす(上記②) ∴ 他の要件を満たしている場合には適格組織再編

4. 適用時期

平成30年4月1日以後に行われる組織再編について適用。

5. 改正の影響

改正前は、再編後の従業者雇用や事業の継続の観点から組織再編の実施を見送っていた場合でも、改正後は完全支配関係がある法人間において、従業者や事業の移転した場合にも、従業者引継要件及び事業継続要件を満たすこととなる。したがって、当初再編後の、グループ全体を考慮した戦略的、機動的な事業再編が促進されることが考えられる。